

## 令和7年第1回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和7年 3月 4日  
本日の会議 令和7年 3月 7日  
招集場所 長与町議会議場

### 出席議員

1番 下 町 純 子 議員	3番 藤 田 明 美 議員	4番 岡 田 義 晴 議員
5番 八 木 亮 三 議員	6番 松 林 敏 議員	7番 西 田 健 議員
8番 浦 川 圭 一 議員	9番 中 村 美 穂 議員	10番 安 部 都 議員
11番 金 子 恵 議員	12番 山 口 憲 一 郎 議員	13番 堤 理 志 議員
14番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

### 欠席議員

2番 堀 真 議員

### 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	荒 木 秀 一 君	議 事 課 長	福 本 美也子 君
係 長	江 口 美和子 君	主	村 田 潤哉 君

### 説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	金 崎 良 一 君	總 務 部 長	青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長	村 田 ゆかり 君	建 設 産 業 部 長	山 口 新 吾 君
住 民 福 祉 部 長	宮 崎 伸 之 君	健 康 保 険 部 長	山 本 昭 彦 君
水 道 局 長	渡 部 守 史 君	会 計 管 理 者	田 中 一 之 君
教 育 次 長	宮 司 裕 子 君	企 画 財 政 部 理 事	荒 木 隆 君
住 民 福 祉 部 理 事	細 田 愛 二 君	教 育 委 員 会 理 事	鳥 山 勝 美 君
総 務 課 長	大 山 康 彦 君	情 報 政 策 課 長	木 須 紀 彦 君
秘 書 広 報 課 長	木 戸 武 志 君	契 約 管 財 課 長	永 野 英 明 君
地 域 安 全 課 長	山 口 聰 一 朗 君	政 策 企 画 課 長	中 村 元 則 君
財 政 課 長	北 野 靖 之 君	税 务 課 長	和 田 弘 君
収 納 推 進 課 長	小 川 貴 弘 君	土 木 管 理 課 長	山 崎 権 三 君
都 市 計 画 課 長	前 田 将 範 君	产 业 振 興 課 長	永 石 大 祐 君
福 祉 課 長	川 内 佳 代 子 君	こ ど も 政 策 課 長	村 田 佳 美 君
健 康 保 険 課 長	森 本 陽 子 君	介 護 保 険 課 長	峰 修 子 君
上 下 水 道 課 長	高 橋 康 輔 君	教 育 総 務 課 長	久 原 和 彦 君
生 涯 学 習 課 長	中 尾 盛 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 崎 升 君

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分  
散会 10時49分

令和7年第1回長与町議会定例会  
議事日程（第4号）

令和7年3月7日（金）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件 名	備考
1	2	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	※総務
2	3	長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	4	長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例	※総務
4	5	長与町開発協力基金条例を廃止する条例	※産業
5	6	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
6	7	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
7	8	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	※総務
8	9	長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	※産業
9	10	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	※産業
10	11	長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の締結について	
11	12	長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の締結について	
12	13	長与町新図書館等複合施設建設工事（機械）請負契約の締結について	
13	14	町道3工区19号線法面補修工事請負契約の締結について	
14	15	町道路線の廃止について	※産業
15	16	町道路線の認定について	※産業
16	17	令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）	※総務 ※産業
17	18	令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※総務
18	19	令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※総務
19	20	令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）	※総務
20	21	令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	※産業
21	22	令和7年度長与町一般会計予算	※総務 ※産業

## ※付託予定の委員会

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第2号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第2号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第3号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第3号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第4号長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第4号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第4、議案第5号長与町開発協力金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第5号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第5、議案第6号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第6号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第7号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第7号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第8号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第8号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第9号長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第9号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第9、議案第10号長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第10号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第10、議案第11号長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今回のですね、これは本会議即決ですのでね、ここでちょっと詳しく聞いとった方がいいと思うんですけど。このことを今回の入札に対して、地元業者育成のための対策を何か考えているのかどうか、これ町長にお尋ねいたします。それから、今回予定価格が約15億1,000万円ですね。そして落札額が14億円ちょうどぐらいですね。ということは1億1,000万円の差があります。最低制限から0.0053というですね、すごい数字で取っておられるなと私は思ってるんですけどね。これでできるのかなという心配をしてます。前回、高田南土地区画整理事業の中でも、もう2年間で21億円という、簡単にインフレスライドということで上げられた経緯がありますので、これがね、これだけの金額が1億1,000万円というね、これだけの落として実際やれるのかと。私どもよく国交省の数値を見ると、ある程度の基本的な数字というのはどこも一緒なんですね。あとは利益を乗せるという形の中で見積りを出すというのが大体基準になってるんですけどね。しかし、この1億1,000万円という数字が、非常に私は大きいですね、実際にやれるのかどうか、もちろん会社は僕はよく存じ上げませんけどね、何か島原の土木を専門にされた会社というふうに聞いてますけど、これはそれを心配がないのかどうかね、それについてお尋ねを先にいたします。まず町長に、地元業者の育成のための対策をどう考えてるのかお尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今竹中議員がおっしゃるように、この中身についてはもう現場の方に任せておりますので、私は一つ一つは言えないんですけども、基本的には地元業者をできるだけ使っていただきたいという気持ちちは変わりません。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

地元事業者育成という観点からご回答させていただきます。町といたしましても、地元事業者の育成は重要と考えております。今回の工事におきましては、建築工事を一括発注ではなく分離発注といたしました。また、建築本体工事におきましては、3社共同企業体において、1社を長崎振興局管内という要件も設定いたしたところでございます。今後、落札事業者との協議におきましては、町ホームページで公表しております「地元業者への優先的発注について（お願い）」にございますとおり、地場産業の振興と地域経済の活性化にご理解を頂き、下請工事を必要とするものについては、でき得る限り地元業者へ優先的な発注をされるとともに、建設用資材や機械等の購入またはリースについても、極力地元調達をされるなど、工事などの施工に当たってのご配慮をお願いベースではございますが、お願いする予定としております。続きまして、今回の入札の件ですね。複合施設建設工事の入札に関しましては、皆さまにご心配をおかけしたところでございますが、今回実勢価格を反映し直して予定価格を算出し、無事に落札となりました。最低制限価格ぎりぎりということでございますが、入札価格の範囲内にて落札したことから、適正に価格競争が行われた結果として捉えているところでございます。今後、建築工事におきましては設計書に基づく仕様などの協議を行いますが、必要な仕様の変更、追加工事につきましても、慎重に精査しながら対応してまいります。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

今おっしゃったようにね、要は、しかしとられたのが落札された業者が下請けを決めるということなんですね。だからそれについて、行政の方からどれぐらいのお願いができるのかということだと思うんですよ。今回の仕事は大工仕事が非常に多いですね、手作業ですね。もうそれこそ長与町の建物大工というのはたくさんおられるわけですよ。それに関連して、これだけの金額を落とされると、要はその分が結局当然下請けの方に行くということは当然常識的に分かることですね。だからそれをどのような形で落札された業者にお伝えできるのかと。それについても具体的なことを言うことができればね、ちょっと発表していただきたいんですけどね。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

先ほど答弁しましたとおりあくまでもお願いベースとなりますので、具体的な数字などはお示しできませんが、町内業者の育成および町内経済の活性化の観点から、下請発注における町内業者の活用、建設資材、建設機械等の購入やリースにつきましては、地

元事業者の活用をお願いする予定でございます。

○議長（安藤克彦議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

ある程度分かりましたけどね、この落札価格の金額が金額なもんですからね、地元が非常に苦労する、発注された地元も大変苦労するだろうと、そう思ってますね。だからもうそんなことですけどね、最低制限価格も規定内の範囲ってことは私も理解してるけどね、やっぱり前回のことがありますから、そういう分には今後考えていかないといけないと思うんですね。それと、さっき言ったインフレスライドで終わった時のポスト、多分終わった時には皆さん担当違うと思うんですよ。そしたら知りませんでしたとかね、そういう方向になってしまふね。だからそれについては、やっぱり町長としてちゃんと責任を持ってやっていただかんといけない。それと同時に、先ほど申し上げたその業者に対して、何か文書とかそういうものを作つてお願いをしているのかどうか、再度質問します。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

地元業者に対するですね、受注者に対するお願いの方なんですけど、今ホームページの方でお願い文書を載せさせてもらったんですけども、今後その受注者に対して文章だったり、今まで口頭でも伝えていたんですけど、文書なりでそういった下請けにそういった地元を配慮いただくような文書を同封したりとかですね、お渡しすること等も検討してまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

契約書の写しをちょっと見て、質問をさせていただきますが、この6番目の契約保証金の欄で、ここの契約先がどうなるのかということと、前金払いの定めについては恐らくこの条文の中に示されるのかなというふうに思つておるんですが、前金についてはどういうふうに、どの程度限度に出せるようになってるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（安藤克彦議員）

荒木企画財政部理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

まず1点目の契約保証金につきましては、現在記載はございませんけれども、議決後本契約時に添付書類等を確認して追記をする予定でございます。あと前払金につきまし

ては、議員ご指摘のとおり別途契約の方に掲載をすることとなっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

15番、西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

先ほども同僚議員から出たように地元業者さんの育成という観点から、私も経済団体にも所属しておりますので、ぜひそこを通して地元業者の育成をする、例えば資材の購入に対してそこを通すとか、下請けに対して通すとか、そういうふうなことを考えることはできないのかっていう形でございます。できるだけ地元の業者を使っていただきたいというふうに思います。聞くところによりますと、万博でも大屋根の材木が国内で調達するという当初の流れだったのが、何か海外から調達していたという話もございます。おしてそこも、契約の、もう契約されてると思うんですけども、業者にお願いをすることはできないのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

下請工事を必要とするものについては、できる限り地元業者へ優先的な発注のお願い、この文書とともに建設用資材あるいは機械等の購入またはリースについても極力地元の調達をお願いするということで、併せてお願いをするようにいたしているところです。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第11号長与町新図書館等複合施設建設工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第12号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第12号長与町新図書館等複合施設建設工事（電気）請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号長与町新図書館等複合施設建設工事（機械）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第13号長与町新図書館等複合施設建設工事（機械）請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号町道3工区19号線法面補修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

この部分ののり面の施工といいますか、工事の契約になろうかと思うんですが、この一帯が、この工事箇所の周りも全部のり面なんですが、この部分だけが非常にそれこそ樹木が出て、そしてクラックも出ているという状況になってて、なぜこの部分が特別ですね、やっぱり施工不良なのかな、よく分からんんですけども、これをすることによって、当面、またさらに補修工事が必要にならないような、そういう工事にならないといけないかと思うんですが、その辺りの私もちょっと現場を以前見させてもらって、なぜそこだけが劣化したのかという状況と、その対策等がもし分かればですね、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今回ですね、発注をさせていただいてるこの区間につきましてですけど、今議員が先ほど現地を見られたというふうにおっしゃられたかと思いますが、あの一帯は昨年度調査をしております。設計までですね。で、その中で、今回お諮りしてある区間につきましては優先度を高く設定をしておりまして、こちらからまず取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。当然ですがまだ残りの分についても、まだ今から複数年かけて取り組んでいきたいというふうに考えております。今回はモルタルの吹き付けのやり替えとのり枠の設置と、あと鉄筋挿入工というふうなことで、そういった工事を組み合せながら施工する予定でございまして、モルタル吹付工につきましては、通常20年から30年の耐用年数と、とのり枠工については50年の耐用年数が期待されるというふうにされておりますので、完成した後も適正に管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

工事そのものに全く疑義はないんですよね。この周辺ののり面の中で、ちょうどこの工事する場所が私もここだけ特に状況がひどいなというふうに思ったもんですから、なぜこの部分が非常に樹木もたくさん生えてきたとか、あとそういう状況がなぜこの部分だけ劣化が激しいのかという分析が分かれば教えていただきたいということと、あとこののり面のさらに上部から、草がかなり落ちてきてる状況があるので、この辺りの防止対策というのも必要じゃないかなというふうな気もするんですが、その辺りは検

討なさっていらっしゃるかどうかいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

今回取り組みます、この私ども3-1工区というふうに位置付けておるんですが、こちらについては背面の土砂が、以前は岩盤でしたが、そういったものが見受けられまして、今まで補修とかをされてたとは思うんですが、そういう二重吹き付けとかそういった部分、あとモルタルの落下ですね、そういった部分が他の所に比べて顕著に見られるというので、緊急性が高いというふうに判断して、優先施工するっていうふうなことで考えておるところでございます。こののり面につきましてはのり高が大体高い所で30メートル弱ございまして、上側につきましてはフェンスを設置というふうなことも考えておりますので、そういったことで回答させていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

執行部に申し上げますが、1問目の質問でも2問目の質問でも、あそこの部分がなぜひどいのかっていう、その原因を把握されてるのかっていう質疑だったと思うんですけども、その内容について回答されてないようすでよろしくお願ひします。

土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

こちらにつきましては1970年代から造成を、これ町施行の区画整理事業で施工されておりまして約50年経過しておるということでございまして、主だってやはりこの経過年数による経年劣化っていうのが原因の1つとして考えられるのではないかというので考えてます。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第14号町道3工区19号線法面補修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第15号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第15、議案第16号町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第16号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第16、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第17号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会に分割付託します。

日程第17、議案第18号令和6年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第18号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18、議案第19号令和6年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第19号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第20号令和6年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第20号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20、議案第21号令和6年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第21号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第21、議案第22号令和7年度長与町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

7年度の当初予算について質問をさせていただきます。まず1点目ですけども、主要な施策の説明書の9ページ、地域安全課所管の集会施設建設事業費について、前年度予算額より2,500万円程度増額になっておるんですが、6,450万円が8,976万円ということで増額になってるんですが、この理由を聞かせていただきたいと思います。それと2点目ですけども、つい先の12月議会で6年度の契約の提案がされたと思ってるんですが、記憶に新しいところだと思うんですが。そこでですね、6年度の発注は設計を委託して、それを基に入札を行うということで、発注者側で建物の形とか構造、間取り、材質など全て指定し、入札執行に臨んだというふうに思っておりますが、先の12月議会において同僚議員より木造できなかつたのかとか、町内業者を優先することはできなかつたのか、そういう趣旨の意見があつたことを踏まえまして、今回ですね、土地の今回の発注につきましては、土地の形状、建物の規模など必要最低限の条件、仕様書を示して、受注者側に建物の構造、形状、材質などの施工金額を含めた企画提案書を示してもらう設計施工方式での公募型プロポーザルなどの提案型の発注ができないかと思っております。建築業の最前線で営業活動を行っておられるハウスメーカー、工務店などに提案を求め発注を行うということは、町長が先の施政方針で述べておられます労務費の上昇、資機材の高騰などを含む、市場における最新の実勢価格を反映させた契約を行うという考えにも一致するものと思っておりますので、どうかひとつ検討をしていただけないかと思っております。そのことについてちょっと後で回答願います。3つ目ですけども、同じく主要な施策の説明書の39ページ、都市計画税の充当状況について示しておりますが、内訳の中の街路事業について、これが予算に関する説明書の歳出予算のどのページのどこの節に充当しているのか、そこをちょっと示していただきたいと思います。次に4点目ですが、また同じページのですね、同じこの事業費の内訳の中のこの区画整理事業に都市計画税を充当するように示されているんですが、ここの財源内訳を見ますと、新たに2億850万円の起債の借り入れが計上されております。私、先の12月議会で土地区画整理事業特別会計の補正で8,000万円程度の新たな起債の借り入れがその時も計上はされておったんですが、その時に賛成討論を述べさせてもらう中で、こんなにいとも簡単に新たな借り入れができるのか疑問に思うっていうような考えを述べさせていただきましたが、今回もまた2億850万円の起債の借り入れが計上されております。これ一般的にどのような手続きでこの借り入れが行われるのかと伺いたいと思っておりまして、私が調べたところではこの地方債の発行については県と協議をし、知事の同意が必要ということで書いてあったんですが、この知事の同意はも

う既に取れておられるのか、それとも今後取っていくのか、どのタイミングで知事の同意を取っていかれるのかですね、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。次に5点目ですが、今回の新たな借り入れによって、都市計画税の納税者に、これは改めて新たな負担を求める事になるというふうに思っているんですが、今回の借り入れで都市計画税を原資に返済が予定されている起債の返済期間がどれくらい延びるのかですね、そこら辺も想定した期間、もし想定したものがあるならば示していただきたいと思います。これは先の議会の一般質問で事業を終わらすタイミング、高田南と西高田線が2つ対象であるんですけども、事業を終わらすタイミングで都市計画税を廃止したらどうかという質問をさせていただいたんですが、その質問における答弁で、起債の返済が多くあるので事業が終わってもその返済に充てるために課税を続けるとの、そういう答弁を頂いておりまして、これに関連して質問をさせていただいております。最後6番目ですが、ここはちょっとですね、私の意見をちょっと聞いていただきたいなと思っていまして、そもそも今回の新たな借り入れが私はもう必要ないと思っておりまして、同じこの主要な施策の説明書の中の43ページに基金の状況という形で示していただいておるんですが、この中に上から2番目に減債基金というのが書いてあります、これが年度当初で19億6,500万円の残高があるということで、それに対してその年度内に4億円程度の地方債の償還に支出をすると。それで新年度の年度末に15億6,500万円の年度末残高を残すということを予定しているということが、この表に示されているということで思っておるんですね。だから私はこの起債返済に充てる資金は潤沢にあるということで思っておりまして、改めて38ページの先ほどの表を見ていただきますと、ここに38ページの地方債償還っていう欄のその他欄に2億850万円を加えて、この減債基金より2億8,500万円加えて、充当していただければ、今都市計画税から償還額に加えている2億3,853万9,000円の中から2億850万円を、その1個上の段の土地区画整理事業費の欄に2億850万円を加えていただければ、この町債の財源のところもうゼロにできると思うんですね。要は新たな借り入れをせんでも減債基金より充当していただければ、この事業は回るんじゃないでしょうかと、できるんじゃないですかということを申し上げてるんですけども。私はそういう考え方でおるんですが。そこで伺いますけども、あえてこの減債基金を15億6,500万円も残してですね、新たに2億850万円の借り入れを行った方がいいちゅうか、行わなければならない、その理由を聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聰一朗君）

それでは1点目ですね、主要な施策に関する説明書の9、10ページ、集会施設建設事業の2,560万円の増額の理由ということでございますけれども、この表の中で比較対象となりますのが、当初予算での比較となっておりますので、本事業につきまして

は12月定例会におきまして補正予算をお願いしておりますので、補正予算後の事業費での金額の比較を行いますと、841万円の増額となっております。事業内容や規模といたしましては、今年度と同等のものを考えておりますので、今回の予算の増額理由といたしましては、物価、人件費の上昇分を考慮したものでございます。続きまして2点目の企画提案などの方式によってできないかというご質問であるかと思いますけれども、行政における契約発注方式につきましては、原則として一般競争入札となっておりますけれども、議員がご指摘のとおりその他の方式、プロポーザル方式や総合評価方式など他にもございます。物価高騰の影響により上昇した事業費を契約方式により抑えることができないかというご質問かと思いますけれども、契約において最も重要な点は、公平性、透明性、競争性であり、まずはそれらをしっかりと踏まえた上で、現在の物価高騰の影響における対応として、適切な契約方法について今後とも検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず3点目のご質問ですけれども、主要な施策の39ページですね。こここの街路事業の中身でございますけれども、予算に関する説明書で言いますと156ページの8款5項4目、この街路事業費になっております。続きまして4点目、起債の借り入れの手続き、知事の同意を得ているかっていうお話ですけれども、都市計画事業を充当できる事業といたしまして、全てこの償還に関しましては県知事の承認を得た事業のものになっております。続きまして5点目ですけれども、現在の地方債償還額の額と期間というお話をお答えいたします。令和6年度末の見込みの数値でございますけれども、都市計画事業分としての地方債の残額、これはおよそ44億円残っております。続きまして6点目、減債基金と地方債の借り入れの関係、お話だと思いますけれども、まず減債基金でございますが、現在の減債基金につきましては今後の大型事業のことを考えますとこの基金が枯渇しないように注意しなければなりませんし、現在の残高も妥当だと考えております。一方で、起債の発行につきましては、今現在の町民の方だけが費用を負担するのではなくて、将来の町民の皆さんにも公平に負担していただくという考え方のものでもございますので、必要な財源措置だと考えております。従いまして、今回の土地区画整理事業に対する地方債につきましても、今現在の町民の方だけが費用を負担するのではなくて、公平に負担していただく、その公平性とバランスを考えまして起債を計画的に発行しておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

1点目、2点目、3点目までは大体分かったんですが、4点目についてはもうあれで

すよね。知事の認可は起債の発行ですから、私こういうふうに予算で新たに起債を発行しますよという時点で認可をずっと取っていくのかなというようなそういう認識でおったもんですから、そういうことで全部もう認可を取っているちゅうことでよろしいんですかね。まあまあそれもですけど、あと他にもちょっとと言いますので、その件をちょっと確認で聞かせてください。それと、5点目ですが、6年度末の残高あと44億円あるということなんですけども、だからこれにまたこの2億800万円乗るわけですよね、新たに起債が。この時の例えれば44億円が8年ぐらいで例えば終了するところ予定を、金額44億で出てますので恐らく終わる期限も大体つかんでおられると思うんですけども、例えれば2億800万円乗ることによって、それが9年になるんですか、10年になる恐怕があるんですかということをお聞いてるんですよ。だから期間が返済の期間が延びるんでしょうかということをお聞きをしてるんですよ。何で期間にこだわって聞いてるかというと、その額が幾らあろうとですね、都市計画の税の納め具合は約3億円ちょっとなんですよ。1年延びれば3億円払わんばいかんわけですよね。2年延びれば6億円払わんばいかんわけですよ。だからそれがそのまま納税者に負担に乗ってくるわけですたいね、期間が延びるっちゅうことは。だからそこは期間がどうなんでしょうねかっちゅうことを見つとお聞きしたところなんです。そこを改めてお聞かせください。それと適切な配分をしているということで、将来的ないろんな返済のめどを考えながら、適切な額を残しているんだというようなことがありますけども、目の前にこの借金迫ってるわけですから、まずはそこに入れるべきじゃないんですかねと、私は思うんですよ。だから、そのことで新たな借金をしなければならないということで、この表をちょっとじっくり見ますとですね、もう何か借金を払うために新たな借金をするというような構図になつたるわけですね、これは。自転車操業とかなんとか言い方も昔ありましたけども、そういう形になつたるわけですよ。あまり私は好ましくないんじゃないのかなと。しかも、都市計画税の納税者にもう新たな負担がどんどん乗ってくるということで、今言いましたようにですね、町が考えるよう将来求められる借入金の返済がそのために残してるんだというような考えがいいのかもしれませんけども、そのことで都市計画税の納税者に新たな負担がどーんと乗ってくることを考えればですね、全く納税者の負担について配慮されてないというふうな私は考えを、どうもそういう感覚になるんですが。改めてこれを基金を入れ込んで新たな債権を減らすことできないんですかね。そこを改めて答弁願います。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

まず1点目の許可を受けているもののお話ですけれども、この地方債の償還額につきましては、県の認可を受けた都市計画事業また区画整理事業に対する償還分の地方債分の償還ですから、全て県の認可を受けている事業に対するものというご理解でよろしい

かと思います。続きまして、2点目の償還の期間の話だと思いますけれども、この償還の年数につきましては、例えばここ最近で借りたものでございますと15年だったり、20年だったり、30年だったりの返済期間がございます。従いましてこれから先少なくともそれくらいの期間がまずはかかるということ。今後どのくらいの期間で終わるかっていうのは、今現在ではこれから先の借り入れも出てきますので、いつまでということはちょっとお答えがしにくいところではございます。続きまして、3つ目の減債基金と地方債のバランスの関係だと思いますけれども、もちろん地方債につきましては借りすぎないことを前提としまして、計画的に借り入れを行っているところでございます。ただ、この減債基金につきましては、これ一般財源ということになっておりますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、この減債基金も今の残高ぐらいは必要でございますし、その償還、起債の償還ですね、これもう今後将来的なバランスを考えながら計画的にやっていくと思っておりますので、今、借り入れと起債の残高、これにつきましては妥当なものだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○8番（浦川圭一議員）

4番目の答弁につきましては、事業の認可を取っているので、改めて起債の承認の許可を取る必要はないんだというようなことを言われてるんですよね。あのですね、私が調べたところでは、改めて起債の地方債を発行する場合の許可は取らなくても借り入れができるっちゅうことはあるそうなんですよ。ところがですね、その場合はあらかじめ議会に報告しなければなりませんという前提条件が付いてるみたいなんですよ。そこはどうなんですかね。何の説明もなくて、そういうことがされてるから私はこういう質問をしてるんですけども。その確認はちょっと答弁願います。それと適正なバランスとれてる、他の状況全然分かりませんのでね、適正なバランスを持ってやっております言われても、漠然と言われてもなかなか分かりにくいんですが、だから結果的に言えば、新たに納税者に負担を乗せるわけですから、私が従前よりずっと言ってるようにですね、ちゃんと説明しながらこういうのはできないかということを町民とかにも説明しながら、新たな負担をどんどん乗せていくってるわけですから。だからどうもその借り方がですね、借金返済に都市計画税を多く充てて、38ページの表を見れば分かるようにですね、借金返済に都市計画税の充当をどんどんしていってですね、都市計画税から、そして肝心の事業費の額を少なく充て込んでいって、その欄で新たな借り入れを起こしていくっていう、どうもこういうパターンでずっと進めてきてるような感じがするんですよ。それがどうなるかといえば、そのことでどんどん借金が、新たな借り入れがどんどん増えていってるわけですね。だから財政的には、考え方ですよ、財政の考え方からいけば正しいのかもしれませんけど、納税者からすればとんでもないような話なんですね。だからそこら辺はもしやるんであれば、ちゃんと説明してやっていただけないかなという

ことを、先の一般質問の中でも言わせていただいてるんですが。そこら辺でちょっとまた答弁が、お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

説明が足りずに申し訳ございません。まず、起債の償還の承認のことですけれども、地方税法におきましては、都市計画税を起債の償還に充てていいとまずはなっておりまます。この報告のお話がありましたけれども、これは議会への報告としましても、主要な施策と主要な施策の成果、この中でこういったものに充てるという報告をまずさせていただいております。続きまして、新たな負担、借り入れのお話がございましたけれども、先ほども申しましたように、まず私たちが考えることは将来の負担、皆さんが負担している分に対して、今現在の町民の方だけが負担するのではなくて、将来的に皆さんで負担していただくというものに対して、起債の借り入れを行っております。従いましてこの都市計画税に充てております地方債の償還、これにつきましても今現在の方が負担するような減債基金の活用ではなくて、将来的なバランスを考えながら起債の借り入れを将来的に負担していただくという考え方の下で借り入れを行っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

10番、安部議員。

○10番（安部都議員）

主要な施策に関する説明書から10ページですね、今年被爆80年の節目を迎えるというところで平和リーフレットのデジタルデータ作成を行うというところですが、その辺り被爆者の声をデジタル化してあげるとか、「はだしのゲン」の映画上映会を共にするとか、そういう予定はないのかということが1点ですね。それから、12ページの今年、姉妹都市のウェザースフィールド町から視察に26年ぶりに訪れるというところですが、その辺り、どのようなおもてなしセッションの開催を行うのか、具体的ですね、それからまた近い将来、国際交流を図る意味でも、以前、町長関係者当局が視察に伺ったと思うが、もう大分年数もたちますので、そのところ町民も交えた視察交流を図る予定はないのかというところですね、それが2点ですね。それからその下の複合施設の建設および町民への周知、啓発活動を行うというところで、図書館ですね、これが具体的に、建設工事は分かるんですが、町民への周知啓発活動というところで具体的に何をされるのかっていうところが1点。それから14ページ、福祉課なんですが、高齢者の外出の機会の交通費健康づくりの助成事業ですが、これは79万6,000円の減額の理由ですね。その辺りをお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

まず9、10ページのところですね、こちらの一番上のところになりますが、平和記念事業・デジタルコンテンツ製作業務ということで載せさせていただいておりますけれども、これですね、今までこういったものってのが紙ベースでのパンフレットということで取り組みをさせていただいておったんですが、やはりこの時代に合わせて、いつでもどこからでも見れる、で、ある程度まとまったものを提示できるというところで時代に合わせたという格好で紙ベースではなくてデジタルという形でパンフレットを作るという形になっております。で、この中では、これまでの長与町としての取り組みのことを載せるという部分と、広報紙の1月号にもちょっと記載をさせていただいたんですが、戦前とか戦中とか戦後ですね、この時代のいろんな写真とか品物とかですね、そういうものをちょっと町民の方から、町民の方以外でも結構なんですけれども、募集を今かけておるところで、そういう皆さまから寄せられたデータ、そういうものをこの中に盛り込んで、当時の様子っていうのをなるべく広く伝えられるようなものができればなということで、今回取り組みをさせていただこうと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

主要な施策11、12ページの姉妹都市交流事業につきまして説明いたします。現在、ウェザースフィールド町との姉妹都市交流において、7年度ウェザースフィールド町からの来町について今協議を行っているところでございます。日程等についても今から詰めるところですけれども、来られた際には歓迎レセプション等の開催も検討しているところでございます。今後、国際交流協会なども交えながら、町民の方と一緒に来町された際にはおもてなしっていうんすかね、対応を検討してまいりたいと思います。それから、今後の交流につきましては、定期的に最近ウェブ会議も開催しておりますので、また本町から行くっていう可能性もありますので、今後協議してまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

複合施設の周知イベントにつきましては、令和7年度は建築がいよいよ始まりますので、工事現場の見学ツアーとかそういうものをやりながら、皆さんにも建築の様子を見ていただくというツアーをやつたらどうかということで今計画をしております。もう1つが例えば絵本に出てくるお菓子ですとか、調理ですとか、そういうものを実際に、調理室も新しくできることですから、そちらの料理教室をやってはどうかということで今計画をしているところです。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

高齢者交通費健康づくり助成事業の減額についてでございますが、予算を算出をする場合に、交換率、利用率の方、掛けてまいります。この分の利用率の方が減となっておりまして、予算算定が減となっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今の件なんですが、高齢者の方たちからはですね、この事業があつて送られてくるわけですよね、だけどこれを申請したくともなかなか役場まで行くことができないとか、その申請がなかなか利用したくてもできないという方たちの声が上げられてるんですが、その辺りもう少し改善する予定はないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在ですね、ご本人が窓口に来られない場合は、一緒にお住まいの子どもさんとかご親戚の方とかが役場の方にはがきを持って来ていただいたり、あと公民館等でも交換ができるように、多目的施設とか、南交流とかになりますが、そういう所で交換ができるようになっておりますので、そちらの方で交換をいただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

できれば、ご家族がいらっしゃらない所もありますので、例えばそういう方たちには郵送で送っていただくとか、そういった検討も必要じゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

どういたしましても交通費助成券とかタクシー利用券っていうのが金券という扱いになつてまいりますので、郵送でとなるとちょっとハードルが高いのかなというふうに思っております。交換できる場所を増加するとか、何かできることは考えていこうかと、今のご助言がありましたので考えていこうかと思いますけれども、金券の送付というのは難しいかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

6番、松林議員。

○6番（松林敏議員）

主要な施策に関する説明書の中の9ページですね、契約管財課の中で長与町役場LED照明器具整備事業ですね、これがレンタル、リースということで多分示されてると思うんですけども、41ページには10年間で6,600万円ということになってまして、自前で工事するよりも安いと判断されたのかなと思うんですけど、一応自前で工事した場合の総額が幾らぐらいかかるのかっていうところと、2点目はリース期間が過ぎた後はどうなるのかっていうところと、3点目として地方債がありますよね、脱炭素化推進事業公共施設等のLED照明のための改修事業。これ、わざわざメニューまで載ってるぐらいなんで、こういうのを利用した方が多分自分はいいんじゃないかと考えるんですけども、その辺の考え方を教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず1点目でございますけれども、議員おっしゃられるとおり10年間のリースでございます。リースと購入した場合の比較をしたんですけれども、やはりリース料がかかりますので、ちょっと詳細な金額はちょっと持ち合っていないんですけども、ただリースの場合は機器が故障した場合とか、そういう場合の補償がつきますので、一応リースの方を選択させていただいております。それから先ほどおっしゃられた補助金とかそういったとこの部分なんですけど、そちらは購入の場合は付くんですけれども、リースの場合は該当しないということで、今回はそういったことで単独的なものになっております。

○議長（安藤克彦議員）

リース終了後の答弁が漏れています。続けてください。

○契約管財課長（永野英明君）

申し訳ございません。リース終了後は本町のものになります。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

照明ですね、LEDというのが故障がなかなか来にくいものかなと思ってまして、あんまりそこら辺は考えなくてもいいのかなと自分は思ってて、あとやっぱり自分で工事した場合が幾らっていうのを出さないことには比較できないんじゃないかなと思うんですけど、その辺改めてお教えください。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

確かにLEDの場合球切れっていうのは起こりにくいと思うんですけども、長与庁

舎内でも小っちゃなものも合わせれば2,500灯ほどあって、やはりその中では器具自体の不具合とかそういったところも考えられるところでございます。あと、積算はしているんですけども、ちょっと今手元に持ち合わせていないので、後からちょっとお示しさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

庁舎内のLED工事ということで、今後ですね、他の公共施設にも関わることになってくると思うんですね、ぜひともしっかりと自分で工事した場合とリースをした場合と、きっちり本当にどっちが安いか高いかを精査して決定していただきたいと思うんですけども、今回もそういうことで決めたということでおろしいんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

はい、そういった部分も、リースと購入の方と比較検討はいたしまして、リースの方を選択させていただいたという形になっております。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑ありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私の方から1点というか1カ所、小学校費、中学校費からなんですかけども、この説明書の歳出175ページ辺りから中学校179ページ辺りに、10款2項1目12節ネットワーク構築委託料というのが、小学校で2,970万円、中学校で1,320万円とありますが、この内容ですね。ネットワーク構築というのが、もうタブレット1人1台っていうのはもう既に行われていて、一定私がイメージするネットワークっていうのはもう何かできるものなのかなと思ってたんですが、この内容ですね。それから、それぞれ下になりますが、一般備品購入費に小学校で1億6,414万1,000円、中学校で7,186万9,000円と額が大きいんですが、これはいわゆる昨年12月の同僚議員の一般質問の中で、タブレットの更新時期というようなお話があって、7年度に4,000台購入するというようなお話だったかと思うんですが、いわゆるこれなのか。そのタブレットの4,000台分なのかというところですね。歳入の方で、国庫補助金、これページでいうと21ページ、14款2項5目の1節と2節ですね、小学校と中学校で小学校に9,900万円、中学校に4,400万円というのがありますけども、公立学校情報機器整備費補助金ですね。これが今申し上げたタブレットのもしこれが4,000台購入であれば、それに充てられるのか。その場合というか、全額には当たらないと思うんですよね。この一般備品購入費はタブレット以外の備品も入ってると思うんですけど、

恐らく全額に当たらない。そうなると補助率というか、いわゆるタブレット購入のどれぐらいが国庫補助で賄えて、一般財源から本町が負担する分がいくらかあるのか、その割合もしくは金額。で、この補助金は先ほど申し上げたネットワーク構築委託料には充てられないものなのか、この補助金はこれには使ってないものなのか。その場合、ネットワーク構築委託料っていうのは、全額自主財源、町のものなのか。ちょっと財源の内訳といいましょうか、これを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ネットワーク構築委託料に関してです。これにつきましては表現としては確かにネット環境を整備するような表現にも聞こえるかもしれません、これは今回導入いたします、せんだっての一般質問では4,000台というふうにお答えをしておりましたが、今現在の児童生徒数の見込みに応じて3,900台だということで、100台削減した計画としておりますが。この設定作業ですね、1台1台に設定作業が必要となりますのでその分の費用となります。それと備品購入費に関しましてはおっしゃられるとおり、先ほど申し上げました小中学校3,900台のタブレットの購入またその周辺機器の購入分となります。補助金に関してですが、これがファーストギガ、1回目のGIGAスクール端末に関しては1台当たり4万4,000円が基準価格となって、3分の2が補助ということでございました。今般に関しましてはこれが1万1,000円上がりまして、4万4,000円だったのが1万1,000円上がりまして、5万5,000円が1台当たりの基準単価、この3分の2が補助の対象となります。この補助金を頂くに当たって、最低スペック基準ということで示されておりまして、要は絶対に用意しないといけないものであったり、タッチペンであったりとかですね、あとはもうキーボードであったり、もしくは1人1台、今ですね学校の方にフィルタリングのシステムを入れてるんですが、1台1台にフィルタリングソフトを入れないといけないというふうに変わっております。その分も含め、そのフィルタリングソフトは実際補助対象になってないんですが、それ以外の先ほど申し上げましたタッチペンであったりとか周辺機器も含めて、1台当たり5万5,000円で收まれば、それは当然補助の対象になります。先ほど申し上げましたネットワーク構築、設定作業も5万5,000円に收まれば対象となるという形です。ですので、これから一般競争入札で行っていく中で、経済性担保されてそれが補助の対象になり得るものですが、場合によってはみ出して、そこが単費になる可能性もあるので、ちょっとこういった計上をさせていただいているところです。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第22号は総務厚生常任委員会および産業文教常任委

員会に分割付託します。

日程第22、議案第23号令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第23号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23、議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第24号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第24、議案第25号令和7年度長与町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第25号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第25、議案第26号令和7年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第26号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第26、議案第27号令和7年度長与町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第27号は産業文教常任委員会に付託します。

日程第27、議案第28号令和7年度長与町下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第28号は産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただ今各常任委員会に付託しました議案第2号から議案第10号、議案第15号から議案第28号までの23件は、会議規則第46条第1項の規定により、3月19日までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第10号、議案第15号から議案第28号までの23件は、3月19日までに審査を終了するよう期限を付けることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を3月19日までに議長に報告願います。

日程第28、議案第29号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第29号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、3月21日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 10時49分)